

○都城市上下水道事業経営審議会条例

令和8年3月24日

条例第14号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、都城市上下水道事業経営審議会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 都城市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成18年条例第290号）第3条に規定する水道事業、簡易水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）の経営に関する重要事項について審議するため、都城市上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(諮問)

第3条 市長は、都城市水道事業給水条例（平成18年条例第292号）に規定する水道料金、加入金及び手数料、都城市公共下水道条例（平成18年条例第239号）に規定する公共下水道使用料、都城市農業集落排水施設条例（平成18年条例第171号）に規定する農業集落排水施設使用料、都城広域都市計画下水道事業等受益者負担に関する条例（平成18年条例第237号）に規定する下水道事業受益者負担金並びに都城市農業集落排水事業分担金徴収条例（平成18年条例第173号）に規定する農業集落排水事業分担金の額を制定し、又は改定しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。

(組織)

第4条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 市内の水道使用者、公共下水道使用者又は農業集落排水施設使用者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第6条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、上下水道局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(都城市上下水道料金等審議会条例の廃止)

2 都城市上下水道料金等審議会条例（平成20年条例第21号）は、廃止する。

(都城市特別職に属する非常勤職員の報酬、費用弁償等及び証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

3 都城市特別職に属する非常勤職員の報酬、費用弁償等及び証人等の実費弁償に関する条例（平成18年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号の表中「上下水道料金等審議会委員」を「上下水道事業経営審議会委員」に改める。